

令和6年(2024年)4月からの執行体制について

1 報告趣旨

令和6年(2024年)4月に実施を予定している執行体制の変更について報告する。

2 報告内容

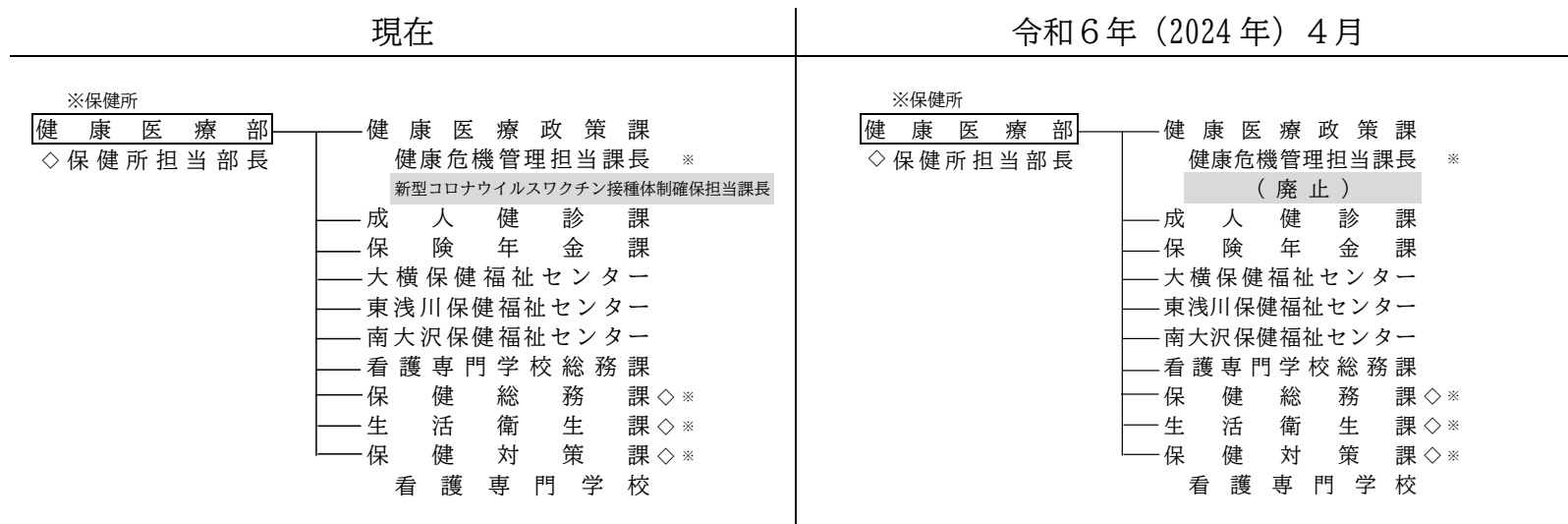
(1) 健康医療部

ア 変更内容

令和6年度(2024年度)以降の新型コロナウイルスワクチン接種は、季節性インフルエンザと同じ予防接種法のB類疾病となり、定期接種へ移行し業務が縮小することから、「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保担当課長」を廃止する。

なお、今後の新型コロナウイルスワクチンについては、他の予防接種とともに保健総務課が所掌する。

イ 組織機構図



3 施行日及び周知

(1) 施行日

令和6年(2024年)4月1日

(2) 市民への周知

広報はちおうじ4月1日号及びホームページで周知